

庁議 議事概要

- 1 日 時 令和4年8月31日（水） 15時10分 ～ 15時30分
- 2 場 所 第一会議室
- 3 出席者 市長、副市長、病院事業管理者、教育長、局長、危機管理監、保健医療統括監、総務局次長、中央区長、議会事務局長、市長公室長、総合政策部長
- 4 議 題 「千葉市景観計画（改定案）」について（都市局）

[決定事項]

「千葉市景観計画（改定案）」を別紙のとおり決定する。

5 議事概要

都市局長 ～資料に沿って説明～

(質問・意見等)

総合政策局長

夜間景観の形成は、今回の改定において柱となる特色だと考えている。

しかし、34ページの目標4「時を刻む景観形成」の基本方針が、ざっくりとした形での記載となっており、具体的にどういったものが質の高い景観形成なのかということが、イメージしづらいと感じる。

一方で、横浜市等の計画を見てみると、時間的なめりはりを意識する、空間的なめりはりを意識するというように、様々な視点を示している。

どういうイメージで夜景について考えていくのかという表現を追加してもらえると、読み手はわかりやすいだろうと思うので、できるかぎり対応してもらいたい。

都市局長

夜間景観あるいは夕暮れ時の景観というものを、100ページを超えるこの計画の中でどこにどのように置くかというのは、作り手側としてもかなり悩みながらの対応だった。見てわかるということは大事だと思っているので、ご指摘いただいた本編34ページの辺り、あるいは冒頭の部分を含めて、写真等を挟み込むなどの工夫を検討していこうと思う。

横浜の例を示していただいたが、他の都市でも景観計画とは別の形でそうした方針を作っているところもあり、そこまでのものができるかというのは、なかなか難しいものがあると思うが、今後の課題とさせてもらいたいと考えている。

総合政策局長

できる範囲で対応してもらえれば構わない。

横浜も大阪も、エリアとして臨海部を特定した形で作っており、ページ数も多く詳細なものになっている。そこまでの必要性まではまだないとしても、基本となるこの景観計画の中で、エッセンスがわかるとよいと思う。

事前の調整で、人間的な視点を大切にしたい景観をつくるといったような表現について、工夫ができるのではないかとといった指摘などもあったと思うが、そう

いった事前の調整の中で出た指摘や意見については、対応が可能な部分というのは、政策会議や庁議までに整理をするというのが基本であるので、そこは十分配慮して、今後進めてもらいたいと思う。

- 市長 色彩の色味を規制する根拠は要綱になるのか。
- 都市局長 条例によって規制をかけるものではない。
- 市長 そういった形であっても、今の市内の状況から考えると、実効性は担保されるということか。
- 都市局長 今までは、うまく整えることができているのではないかと思っている。
- 市長 使える色味を、淡いものに制限していくということになるのか。
- 都市局長 若干淡い方に振れていくが、場所によってふさわしい色味というものがある場合もあるので、完全に固定した制度として運用するというものではなく、調整を図っていきたいと思っている。
- 市長 今後は、基本的には濃い色は使わないでもらうということになるのか。
- 都市局長 今後については、基準に基づいてまずお願いをしていくという形で、運営をしていきたいと思っている。
- 市長 総合政策局長から指摘があった、調整を要する部分については、調整を行った後に、関係の皆さんの了解を得た上で決定できればと思う。
- それ以外の部分については、基本的に決定事項のとおり方針決定とする。

— 結果 —

会議での意見等に対応することを前提に方針決定とする。

6 照会先

- ・会議の運営等について

総合政策局総合政策部政策調整課

TEL 043 (245) 5056

- ・議題について

都市局都市政策課都市デザイン室

TEL 043 (245) 5307